

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)  
進捗状況報告書(平成26年度版)に対する答申

平成26年9月30日

茅ヶ崎市環境審議会

— 目 次 —

はじめに-----	1
1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の目標について-----	3
2. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の重点施策の平成25年度における進捗状況の 評価について-----	3
(1)自然環境分野の重点施策の進捗状況評価について-----	4
(2)生活環境分野の重点施策の進捗状況評価について-----	4
(3)自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策の進捗状況評価について-----	5
3. 重点施策の推進に大きな影響を及ぼす要因の解析-----	5
(1)重点施策に対する予算措置状況について-----	6
(2)重点施策に対する担当課の役割分担の問題点-----	7
(3)担当課における環境業務担当人材の育成と担当職員の意識改革の必要性-----	8
添付資料：	
1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成26年度版)における 重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧-----	10
2. 重点施策の進捗状況に対する評価の推移-----	20

## はじめに

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」に位置付けられた目標と重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行っている。

この諮問の根幹となっている「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」の冒頭には、この基本計画が作成された経緯が、次のように記載されている。

茅ヶ崎市は平成8（1996）年9月に「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定し、「地域社会を構成する市民・事業者・市の環境保全への自主的・積極的な取り組みを促進するための基本理念、責務等を定めた。

これに基づき、その理念を具体化するため平成10（1998）年に「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定し、これを「環境」に関する市の最上位計画と位置付け、環境の保全および創造に関する目標や施策を長期的な観点から総合的に明示した。

この計画で達成できなかった課題の解決を推進するために、平成15（2003）年3月に「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」が策定された。改訂版では、重点施策の明確化と実効性確保のため、重点施策を絞り込み、6つの重点施策において22のプロジェクトをまとめた。また、市民等の自主的取り組みや市との協働を促すための仕組みを示すとともに、計画の円滑な進行管理のため具体的指標の明示、一般施策における指標の設定等が行われた。この「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」に基づいて施策が推進されたが、北部丘陵の樹林や農地の保全等は計画通りに進捗せず、重点施策についても実現に至らないまま事業凍結となったものもあった。こうした問題点が生じた原因は、計画を確実に推進するための体制の整備と進行管理の仕組みづくりが効果的に進められなかったことに起因すると考えられた。また、施策の推進にあたっては、市民等の自主的な取り組みや市との協働が重要であるが、それを促す仕組みが進んでおらず、課題解決に向けた庁内横断的な連携体制が十分でなかったことも指摘された。さらに、計画の進行管理についても、施策が進まない場合に早期の問題把握と必要な軌道修正を行い、結果を次年度以降の取り組みや予算へ反映させる仕組みが出来ていなかった。

そこで、この改訂版が平成22（2010）年度に終了することを受けて、前述の問題点を解消するとともに、平成18（2006）年以降に国による様々な環境施策が策定されたことをも反映させて、平成23（2011）年3月に「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」が策定された。この環境基本計画（2011年版）は、①目指すべき環境の将来像を実現するための重点施策37の設定、②新しい動向を踏まえ、複数分野の統合的な発展を目指した新たな施策体系の整備、③計画の実効性を高めるための仕組み、庁内体制の構築、④計画の推進における、より発展的な市民参加の仕組みの構築を主眼として、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素型社会の構築を平成32（2020）年度を目標に必要な環境施策を実施する計画となっている。

このように、平成8（1996）年9月の「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づき、平成10（1998）年に「茅ヶ崎市環境基本計画」を、さらに平成15（2003）年3月に「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」、が作成されたが、その進行に際しての問題点を改善した「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年

版)」が平成 23（2011）年 3 月に策定された。最初の「茅ヶ崎市環境基本計画」から 16 年、「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」から 11 年、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」からでも 3 年が経過しており、「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づく環境基本計画の理念がどの程度実効を挙げて来たかの検証が必要な時期に至っているものと考えている。

現在の環境審議会では、重点施策ごとに進捗状況を年次ごとに評価を行ってきたが、「茅ヶ崎市環境基本計画」が「改訂版」、「2011 年版」と改訂されてきた主旨を反映した推進に基づいて進行しているか否かを検討し、環境基本計画の進行が、茅ヶ崎市の豊かな自然環境や生物多様性が保全されることに、また、住みやすい資源循環型社会や低炭素社会の構築に向かっていることを検証する視点も加味した答申としたいと考えた。

茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員を「自然環境分科会（小池文人分科会長以下 6 名）」及び「生活環境分科会（山田修嗣分科会長以下 7 名）」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い、その結果に基づいて従前の評価基準を適用して、分科会評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告してもらい、それを審議して取りまとめたものを環境審議会答申とした。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと等を重点施策ごとに意見として付記することにした。

また、本年度は、環境審議会の評価結果は本文中に掲載してあるが、進捗が見られない重点施策が多々あることから、従前の評価基準以外に、環境基本計画の推進に関わる行政組織や、人材とその意識などについても解析を行った結果も加えた。

本答申は、単なる進捗状況の評価だけでなく、重点施策に対する環境審議会としての意見等を付したものであり、この意見が、行政部局にとって「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」を推進するうえでの促進剤となることによって、茅ヶ崎市の豊かな自然環境や生物多様性が保全され、また、住みやすい資源循環型社会や低炭素社会が構築されることを期待する。

また、本答申は、当該年度末に発行される「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（平成 26 年度版）」の中に挿入するだけのものではなく、本文中に記載される「次年度に向けた施策展開」に、是非、反映させていただきたい。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力・ご協力に感謝申し上げます。

平成 26 年 9 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 長谷川 功

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成26年度版)に対する  
茅ヶ崎市環境審議会としての意見  
(目標及び重点施策の平成25年度の進捗状況について)**

**1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の目標について**

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた目標は、平成24年度の環境審議会でのその妥当性と評価を行った。その結果は、平成24年度版の「茅ヶ崎市環境審議会答申」と「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書」を参照されたい。

この目標は、茅ヶ崎市環境基本計画を作成した2011年に掲げたものであり、毎年行っている評価作業で目標の妥当性を評価するのは適当でないと判断し、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27(2015)年で、その時の現状との整合性の観点から再評価することが望ましい。しかし、当初の目標が社会情勢の変化や行政施策の変更などによって変わり得ることもあるので、その検証も必要である。また、基本計画に掲げた大目標に対して、次年度に具体的に推進するために小目標(当面の目標、暫定目標など)を掲げる方が効果的であると考えられる。そのため、次年度(平成27年度)では、この点も検討していただきたい。

**2. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の重点施策の平成25年度における進捗状況の評価について**

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策について、表1の目安によって平成25年度の進捗状況を自然環境分科会(重点施策1~20)、生活環境分科会(重点施策21~31)で検討した結果を環境審議会で審議して答申にとりまとめた。また、重点施策32~37は共通施策として両分科会で評価を行ったものを取りまとめて環境審議会全体の評価とした。

なお、重点施策5、6及び19、20についてはまとめて評価を行っている。まず、全37重点施策の評価結果の総括を表2に示す(詳細は添付資料を参照)。

表1 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)	評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40~59%
B	概ね順調に進んでいる	75~89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60~74%	—	取り組みなし	0%

表2 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策全課題の評価結果の総括表

評価項目		評価結果集計	
A	極めて順調に進んでいる	1/35	2%
B	概ね順調に進んでいる	7/35	20%
C	ある程度進んでいる	16/35	46%
D	あまり進んでいない	8/35	23%
E	今後、積極的な取り組みが必要	3/35	9%

表2に示されるように、全37重点施策のうち環境審議会としては「極めて順調に進んでいる」

評価Aが1施策（2%）、「概ね順調に進んでいる」評価Bが7施策（20%）、「ある程度進んでいる」評価Cは16施策（46%）であり、約70%が進んでいると評価されるが、「あまり進んでいない」、評価Dと「今後、積極的な取り組みが必要」評価Eが約30%あり、一層の推進が必要である。これを分野別に解析すると以下ようになる。

### (1) 自然環境分野の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境分野の重点施策20施策の平成25年度の評価結果と、参考までに平成23～24年度の評価結果を表3に示す。また、その総括を表4に示す。重点施策14：農業支援による農地の保全・再生が「概ね順調に進んでいる」評価Bとなった。「ある程度進んでいる」評価Cは39%である。しかし、「あまり進んでいない」評価Dおよび「今後、積極的な取り組みが必要」評価Eを合わせると56%であり、特に前年にはなかった評価Eが3施策に増えた。参考までに担当課の評価を付記したが、環境審議会の評価に比べ若干甘い傾向もあるものの、全体的には環境審議会の評価と類似している。

表3 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境分野の重点施策の進捗状況の評価

分野	自然環境分野																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
23年度	C	E	C	C	C	C	D	C	C	C	C	C	D	D	D	D	D	C	D	D
24年度	D	C	C	C	D	D	D	D	D	C	D	C	C	C	C	D	D	C	D	D
25年度	D	E	C	C	E	C	D	E	C	D	C	D	B	C	D	D	C		D	
25年度 担当課評価	D	D	C	C	E	E	C	D	E	C	D	C	B	B	C	D	C	C		D

表4 自然環境分野の重点施策の評価結果総括

	評価の内容	自然環境分野の重点施策の評価結果総括		
		平成23年度評価	平成24年度評価	平成25年度評価
B	概ね順調に進んでいる	—	—	1/18（5%）
C	ある程度進んでいる	11/20（55%）	9/20（45%）	7/18（39%）
D	あまり進んでいない	8/20（40%）	11/20（55%）	7/18（39%）
E	今後、積極的な取り組みが必要	1/20（5%）	—	3/18（17%）

### (2) 生活環境分野の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた生活環境分野の重点施策11施策の平成25年度の評価結果と、参考までに平成23～24年度の評価結果を表5に示す。また、その総括を表6に示す。平成25年度の評価は、重点施策25：地産地消が「極めて順調に進んでいる」評価Aとなった。また、「概ね順調に進んでいる」評価Bが4施策（36%）に減少し、「ある程度進んでいる」評価Cは5施策（46%）、重点施策23：リユースが「あまり進んでいない」評価Dとなった。生活環境分野に関連する重点施策としては、全体的には比較的順調に進んでいるものの、4Rの推進ではリユースがD評価、地産地消や温暖化対策などの4施策がC評価であるなど、もう少し推進を強化する必要がある。参考までに担当課の評価を付記したが、概ね環境審議会の評価と類似している。

表5 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた生活環境分野の重点施策の進捗状況の評価

分野	生活環境分野											
	施策No.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
23年度	C	C	C	C	C	C	C	B	B	C	B	B
24年度	B	C	C	B	B	C	C	B	C	B	B	
<b>25年度</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>	<b>B</b>	<b>A</b>	<b>C</b>	<b>C</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	
25年度 担当課評価	B	C	C	B	A	C	C	B	C	B	B	

表6 生活環境分野の重点施策の評価結果総括

	評価の内容	生活環境分野の重点施策の評価結果総括		
		平成23年度評価	平成24年度評価	平成25年度評価
A	極めて順調に進んでいる	—	—	1/11 (9%)
B	概ね順調に進んでいる	4/11 (36%)	6/11 (55%)	4/11 (36%)
C	ある程度進んでいる	7/11 (64%)	5/11 (45%)	5/11 (46%)
D	あまり進んでいない	—	—	1/11 (9%)

### (3) 自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策6施策の平成25年度の評価結果と、参考までに平成23～24年度の評価結果を表7に示す。また、その総括を表8に示す。「概ね順調に進んでいる」評価Bが2施策、「ある程度進んでいる」評価Cは4施策であり、重点施策の33%が「概ね順調に進んでいる」で順調に進んでいると評価できる。参考までに担当課の評価を付記したが、環境審議会の評価に比べかなり甘い傾向が見られる。

表7 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境分野・生活環境分野に共通する重点施策の進捗状況の評価

分野	共通分野					
	施策No.	32	33	34	35	36
23年度	C	C	B	C	C	B
24年度	C	C	B	C	B	B
<b>25年度</b>	<b>C</b>	<b>C</b>	<b>C</b>	<b>C</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
25年度 担当課評価	C	B	B	C	B	A

表8 共通分野の重点施策の評価結果総括

	評価の内容	共通分野の重点施策の評価結果総括		
		平成23年度評価	平成24年度評価	平成25年度評価
B	概ね順調に進んでいる	2/6 (33%)	3/6 (50%)	2/6 (33%)
C	ある程度進んでいる	4/6 (67%)	3/6 (50%)	4/6 (67%)

### 3. 重点施策の推進に大きな影響を及ぼす要因の解析

これまで各重点施策の評価結果を述べてきたが、3年の間に進捗した重点施策もあるが、ほとんど進捗していない重点施策がかなり多い。中でも、自然環境は放置すると、気候変動や人間活動に伴って衰退することは必定で、施策の早急な推進を図らなければならない。そのため、重点施策の推進に大きな影響を持つ予算の問題や、携わる組織の構造的な課題、さらに担当者の意識などについても解析を行った。

### (1) 重点施策に対する予算措置状況について

平成 24 年度から茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書に対する評価は、時期を早めて 9 月末に市長へ答申する方式を採ることになった。その理由は、茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）を推進するための重点施策の推進に必要な予算措置を講じるためである。

重点施策を推進するための取り組みの実施根拠となるのは、予算化とその執行であるといっても過言ではない。そこで、前年度の環境審議会の答申を受けた後の予算化状況について検討した。その結果は以下の通りである。

平成 25 年度に比べて、自然環境分野および共通分野では、予算額が同額であるものや前年度よりも予算額が減少した重点施策数が増加した。また、予算額が増加した重点施策数は減少したが、これは施策の進行に伴ったものなら良いが、必ずしもそうとは限らない状況にある。

さらに、担当課が複数ある重点施策では、片方が減額し、もう一方が増額する場合もあって、一概に適性判断はできないが、少なくとも予算化の状況は、重点施策の進捗状況の一つの指標として捉えることができよう。

表 9 自然環境分野の重点施策の予算化状況

対 比 年 度	項 目	予算措置無し	予算変わらず	予算減少	予算増加
24 年度予算に対する 25 年度予算	重点施策番号	1, 6, 11, 18	9, 10, 14, 15	2, 16, 17, 19, 20	3, 4, 5, 7, 8, 12, 13
	施策数と割合	4 施策 (20%)	4 施策 (20%)	5 施策 (25%)	7 施策 (35%)
25 年度予算に対する 26 年度予算	重点施策番号	6, 16, 18	1, 10, 14, 15, 19, 20	2, 3, 5, 8, 9, 11, 12	4, 7, 13, 17
	施策数と割合	3 施策 (15%)	6 施策 (30%)	7 施策 (35%)	4 施策 (20%)

表 10 生活環境分野の重点施策の予算化状況

対 比 年 度	項 目	予算措置無し	予算変わらず	予算減少	予算増加
24 年度予算に対する 25 年度予算	重点施策番号	23	21, 30	22, 24, 25, 27, 28, 31	26, 29
	施策数と割合	1 施策 (9%)	2 施策 (18%)	6 施策 (55%)	2 施策 (18%)
25 年度予算に対する 26 年度予算	重点施策番号	23	21, 24, 26, 29, 30	27, 28	22, 25, 31
	施策数と割合	1 施策 (9%)	5 施策 (46%)	2 施策 (18%)	3 施策 (27%)

表 11 共通分野の重点施策の予算化状況

対 比 年 度	項 目	予算措置無し	予算変わらず	予算減少	予算増加
24 年度予算に対する 25 年度予算	重点施策番号	36	なし	34	32, 33, 35, 37
	施策数と割合	1 施策 (17%)	—	1 施策 (17%)	4 施策 (66%)
25 年度予算に対する 26 年度予算	重点施策番号	36	33, 37	32, 34, 35	なし
	施策数と割合	1 施策 (17%)	2 施策 (33%)	3 施策 (50%)	—

具体的には、予算措置の無かった重点施策で予算化されたのは、重点施策 1：コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成・実施、重点施策 9：行谷の水田保全計画についての協議、重点施策 11：柳谷の保全、の 3 施策である。予算措置が無いのは、自然環境分野では従来からの重点施策 6：平太夫新田と重点施策 16：自然環境保全に向けた条例の制定に加えて、重点施策 18：自然環境庁内会議の 3 施策である。生活環境分野では従来どおり重点施策 23：リユース、共通分野では重点施策 36：地域と連携した環境教育には予算措置が無い。予算額の多寡はあるものの、全 37 施策の中で 32 施策（約 87%）に予算が付いていることは好ましいことと評価する。

進捗状況報告書には、予算化した経費の平成 25 年度決算見込み額と平成 26 年度の予算額が記載されているが、今後は予算の執行内容についても支障のない範囲で記載し、予算額に対する費用対効果の検証ができるようにする必要がある。

## (2) 重点施策に対する担当課の役割分担の問題点

市役所の部局による重点施策の担当課別施策数を表 12 に示す。重点施策 37 施策のうち担当課が 1 課だけである施策は 17 施策あり、複数の担当課による施策は 20 施策である。

表 12 分野別の担当課と担当する重点施策の数

分野	担当課	担当する重点施策番号	合計
自然環境分野	農業水産課	1, 9, 12, 13, 14, 15	6
	環境政策課	1, 2, 6, 7, 8, 9	6
	景観みどり課	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	20
	公園緑地課	3, 4, 12, 13	4
	企画経営課	4	1
	教育政策課	4	1
	青少年課	4	1
	下水道河川建設課	13	1
	社会教育課	13	1
	広域事業政策課	5, 7, 10	3
生活環境分野	資源循環課	21, 22, 23, 24	4
	農業水産課	24, 25, 26	3
	学務課	25	1
	環境政策課	27, 28, 29	3
	安全対策課	31	1
	都市政策課	30, 31	2
	道路管理課	31	1
共通分野	環境政策課	32, 34, 35, 36, 37	5
	景観みどり課	32, 36	2
	職員課	33	1
	社会教育課	34	1
	農業水産課	36	1
	学校教育指導課	37	1

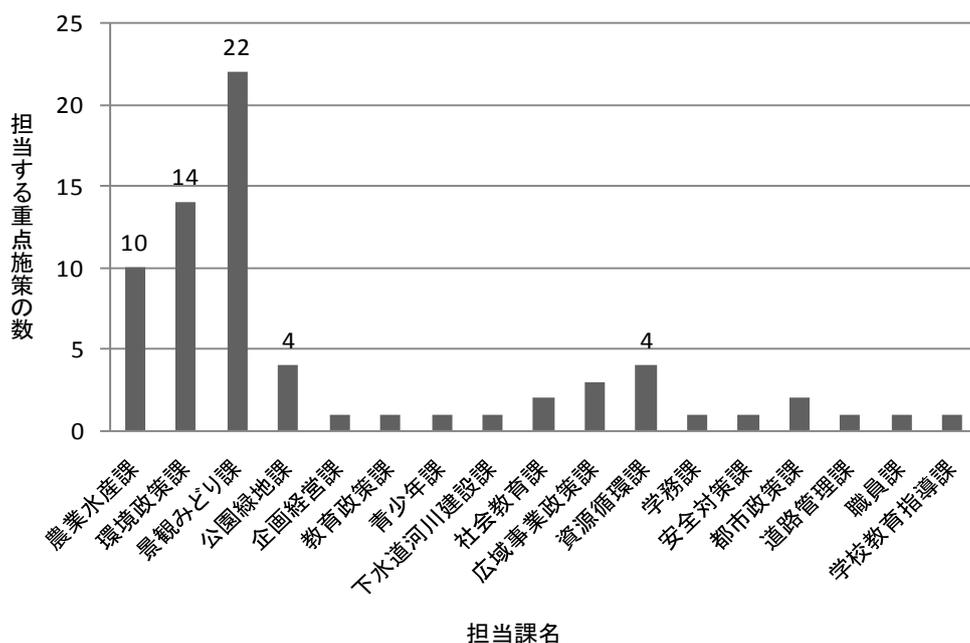
担当課が複数にまたがる重点施策は、各担当課が各々独自で施策の推進を行っているようであり、進捗状況報告書からは、主たる担当課がどの課であるかは判然としない。

一般的には、担当課が複数にまたがる場合、その役割分担が明確でないと各々に遠慮が生じることや、あるいは他力依存が生じることが懸念される。

今後は、複数の担当課がある各重点施策については、主たる担当課を決め、そのイニシアチブのもとで、相互の連携と綿密な打合せの上での推進を行い、その内容を進捗状況報告書で明確にしていきたい。

重点施策の推進に関する組織的な課題として、基幹となる担当課を決め、そこに指揮権などの権限を集中させ、環境政策のリーディング・ユニットのような体制を構築することを提言する。そうしないと重点施策の飛躍的な推進は期待できないと思われる。

次に、行政部局の 1 つの課が、37 重点施策の内、いくつを担当しているかについてまとめたものが、グラフ 1 である。



グラフ1 担当課別の重点施策担当数

グラフ1に示されるように、担当課の中で、景観みどり課が22課題（うち自然環境分野の20施策全てと共通分野2施策）を、環境政策課は14施策（自然環境分野6施策、生活環境分野3施策、共通分野5施策）、農業水産課が10施策（自然環境分野6施策、生活環境分野3施策、共通分野1施策）を担当している。

特に景観みどり課は、自然環境分野の全重点施策を担当しており、限られた人員でこれだけの施策を均等に推進することは、かなりの負荷となっているものと推測する。しかも、複数の担当課との共同推進となっている重点施策も多いことから、その調整にも大きな負担が強いと考えられる。

今後は、特に自然環境分野の重点施策には優先順位を付けることや、重点施策の担当課を分散させて主管課を明確にするとともに、その権限強化など組織的な改革が必要である。

### (3) 担当課における環境業務担当人材の育成と担当職員の意識改革の必要性

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年度版）」の進捗状況の評価を3年間実施してきたが、生活環境分野は、「あまり進んでいない」が1つしかなく、全体的に進捗が見られる。これは、重点施策数が11と少ないにもかかわらず7つの担当課で分担していることも、その一因と考えられる。

一方、自然環境分野の56%は「あまり進んでいない」か「今後、積極的な取り組みが必要」の評価であるが、全20の重点施策を9担当課が分担している。そのうち、5担当課は1~3施策しか担当しておらず、特に20施策全てを担当する景観みどり課には、相当な負担となっていることは、前述した通りである。

しかし、もう一つの大きな問題は、市内の環境意識の向上（重点施策32）と市内における人材育成（重点施策33）が十分でないと云わざるを得ない。この2つの重点施策は担当課自身ではCとBの評価をしており、環境審議会でも「ある程度進んでいる」のC、Cと評価されたが、本来的

な人材育成となっているとは言えない。なぜなら、この2つの重点施策に挙げられている具体的な方法、例えば、講習会参加や勉強会実施などは意識の持続性を図る上での補助的な手段であって、本来的な人材育成の主体方法にはならないからである。担当職員を環境業務に従事させるための人材育成や人事施策は、もっと厳しいものでなければならない。

例えば、昇進や昇任時の試験に育成結果を連動させる仕組みなど、人材育成結果を検証する客観的な判断指標を導入することを検討しては如何か。人事という観点からは、意識と行動を結びつける手段もセットにして、環境意識の向上策を展開すべきであろう。

次に、人材育成結果に基づく登用などの方針を知る由もないが、まず育成すべき人材の将来像を明確にし、同時に、庁内の人事考課・評価法の標準化とそれに基づく処遇なども明確にすることが望ましい。

今後は、環境分野で高いスキルと広い視野を持ったエキスパートを育成する必要があることから、職務遂行に必要な人材の「専門性」の向上や、従来の職員像の基礎となっていた「ジェネラルな能力」では評価が難しい「環境のスペシャリスト」の育成方法などとともに、育成した人材の処遇の仕組みも検討していただきたい。

多くの重点施策を担当して負担の多い景観みどり課や環境政策課の職員の皆様には誠に申し訳ないが、両課がこの組織・人事提言を検討されて実行に移されることが、重点施策の大きな進展を期待している関係者や市民への「回答」と考える。

添付資料1：茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成26年度版）における重点施策の進捗状況への環境審議会評価結果一覧

添付資料2：重点施策の進捗状況に対する評価の推移

添付資料1:「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成26年度版)」における  
重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧

テーマ	施策の柱	重点施策 (担当課による評価、担当課)		環境審議会による評価	
				評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	D 農業水産課、環境政策課、景観みどり課	D	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>清水谷保全管理計画が完成した点は評価できる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>平太夫新田、赤羽根十三区をはじめ、清水谷以外の地域については進捗が見られない。保全管理計画作成について「検討した」と記載された進捗状況の報告では、内容が分からないので、庁内の主担当課内部での検討か、関係各課との検討か地権者や保全団体を含めた検討かを明記する必要がある。 なお、保全管理計画が完成した清水谷については、実施のために必要な地権者や保全団体との協定締結とそれに基づく定期的な情報交換などにより、計画を着実に実行していく必要がある。</p>
		2 財政担保システムの確立	D 環境政策課、景観みどり課	E	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>国や県の補助金や民間の資金の利用についての調査・検討をするなど、収入の増加を目指していることは評価できる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>施策として進展が見られない。基金の利用については一度示された基金ガイドライン(案)が撤回されてしまった。国や県の補助金を利用するには市の負担部分も必要であるため、市の基金利用ガイドラインができなければ補助金も利用できない。 提案として、志を持った方の遺産などの寄付金及び現物を受け入れることも有効であろう。</p>
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	C 景観みどり課	C	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>保全管理計画が完成し、計画に基づいた保全活動が進められていることは評価できる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>課題として体制の整備が必要であり、保全管理を行っている団体との連携・協力体制の強化や、地権者など関係者との取り決めをしっかりと行う必要がある。 提案として、透水率の高い森林が雨水を浸透し都市型水害を緩和する機能に対して補助金を出すことができれば、土地所有者だけでなく下流の住民にとっても有益であろう。</p>
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	C 企画経営課、景観みどり課、教育政策課、青少年課	C	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>市民の森は、子どもたちが遊びながら自然に接してもらえる場を提供しており、また野外研修施設については他市の施設視察調査などの取り組みを見せている点は評価できる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>野外研修施設については他市への視察に留まっており、視察結果をどう今後につなげていくのかが大事で、自然環境とはかけ離れた形で検討が進められる可能性を危惧する。また市民の森の活動は、必ずしも自然環境の保全に重点が置かれているわけではない。清水谷の上流にあたる埋め立て地では土砂や地表水などの流入が危惧されるが、許可申請に対する指導の結果として十分な対策が取られたのかが不明確である。</p>

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
(続) テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	(続) 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	5	現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	E	良かったこと・評価できるところ 国や市民団体、周辺住民など関係者が多く複雑であるが、住民に直接接する基礎自治体として、国を含めた関係者との調整を市が行うとの姿勢を見せていることは評価できる。
		E	広域事業政策課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ 保全管理計画については進展が見られず、国や市民団体、周辺住民など関係者との話し合いも始まっていない。国との情報交換は十分できておらず発生した事態に対する事後対応であり、市民団体への支援、当地域の自然環境の重要性の周知、地権者とのやりとりも進んでいない。
		6	地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】	E	良かったこと・評価できるところ 地籍調査の実施など、特別緑地保全地区指定に向けて具体的な取り組みが進んでいることは評価できる。
		E	環境政策課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ 保全にあたって知識等が必要な保全管理作業体制については整っていない。このため関係する市民等との話し合いの中で、継続した活動や保全管理計画の作成が可能となるような体制構築や、知識等の涵養による人材育成を目指していく必要がある。
		7	湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】	C	良かったこと・評価できるところ 現地のモニタリングが継続して実施されていることは評価できる。
		C	広域事業政策課、環境政策課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ 今後もモニタリングを継続するため、若いメンバーの参加など作業・保全のための体制を整えていくべきである。また調査データを蓄積し共有するシステム構築が必要で、単なる行政データであれば今回の開発に関する事案が終了した時点から数年後にはデータが消えてしまう可能性が高い。
8	土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	D	良かったこと・評価できるところ 市民主体の継続した保全活動が行われ、庁内各課による協議が行われていることは評価できる。		
D	環境政策課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ この地域での耕作放棄地対策は進展しておらず、また長期的なビジョンや方向性が打ち出されていない。これに関わるが保全管理計画の作成が進んでおらず、新しい取り組みもない。		
9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	E	良かったこと・評価できるところ 市として行ったことではないが、県立里山公園を市民のための環境としてみると、県による主導の下で市や市民も参加した里山公園保全部会が定期的開催され、保全管理が着実に進んでいる点は評価できる。		
E	農業水産課、環境政策課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ 県立公園外にある良好な自然の保全については市が責任を持って推進する必要がある。周辺の道路整備により良好な自然が失われた場所があり、道路建設担当部署との連携が必要である。		
10	県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	C	良かったこと・評価できるところ 市として行ったことではないが、県立里山公園を市民のための環境としてみると、県による主導の下で市や市民も参加した里山公園保全部会が定期的開催され、保全管理が着実に進んでいる点は評価できる。		
C	広域事業政策課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ 県立公園外にある良好な自然の保全については市が責任を持って推進する必要がある。周辺の道路整備により良好な自然が失われた場所があり、道路建設担当部署との連携が必要である。		

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
(続) テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	(続) 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	11	家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】	D	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 前向きに評価すべき点は見られなかった。 <b>課題・今後検討すべきところ</b> 柳谷周辺の里山景観保全には、生け垣だけではなく樹林や樹木の保全も必要で、行うべき施策を再検討すべきである。コア地域以外の周辺地域では「景観資源」や「保存樹林」の制度も有効で補助金を出す制度があり、周知を強化してほしい。自然環境保全に対する住民の理解を得るための積極的・具体的な取り組みが必要である。 提案として、「景観資源」や「保存樹林」などの市民向けマップを作成し巡回訪問して人気投票するイベントを開くなどの工夫してほしい。また透水性の高い森林や畑地が雨水を浸透し都市型水害を緩和する機能に対して補助金を出すことができれば、土地所有者だけでなく下流の住民にとっても有益であろう。
			D 景観みどり課		
		12	海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	C	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 砂丘上のクロマツ林である柳島キャンプ場における保全体制が整ってきている点は評価できる。 <b>課題・今後検討すべきところ</b> 砂浜植物の主な生育地である海岸側の砂浜の保全については全くビジョンが見えない。養浜のため相模湖浚渫土の投入が続いているが、海岸でありながら外来種(耕地雑草など)が繁茂してしまい、砂浜生態系になっていない。養浜事業を行っている県とも連携しながら、砂浜特有の植物が生育する砂浜海岸生態系の再生計画を立てる必要がある。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13	コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	D	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 保存樹林や生け垣などへの助成や、土地所有者への説明などの施策が進んだことは評価できる。 <b>課題・今後検討すべきところ</b> 護岸周辺の草地生態系や柔らかな抽水植物等による自然浄化作用が特徴的な千ノ川に関して、コンクリート護岸と樹木植栽による河川緑化は、この施策のねらいに逆行している。ハマボウフウの里親事業では、植栽は最後の手段であり自然に生育する植物を大切にする方が上位の対策であることを周知する必要がある。緑被面積の確保は現在行っている施策だけではできないため、具体的施策が必要である。 なお、市街地では街路樹も有効であるが、これを管理するための庁内の体制整備も望まれる。
			B 農業水産課、景観みどり課、下水道河川建設課、社会教育課		
		14	農業支援による農地の保全・再生	B	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 人・農地プランや、かながわ農業サポーター制度、援農ボランティア紹介などにより、新規就農者の参入、耕作放棄地やボランティアの斡旋が行われており、農業支援の取り組みが進んでいる。 <b>課題・今後検討すべきところ</b> 農業者が農業で充分生計を立てられるような施策展開が望まれる。また国の大規模・経済重視の方針は茅ヶ崎市のような環境保全機能も重要で小回りの利く都市型農業には合わないため、茅ヶ崎独自の農業支援施策が必要であり、地域とのつながり、連携を推進する施策展開が望まれる。
		B 農業水産課、景観みどり課			

テーマ	施策の柱	重点施策 (担当課による評価、担当課)		環境審議会による評価	
		評価	コメント	評価	コメント
(続) テーマ1 特に重要な 度の高い自然 環境の保全	(続) 1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	15 耕作放棄地の再生にあたっての生物 多様性への配慮	C 農業水産課、景観みどり課	良かったこと・評価できるところ 冬季湛水の試験的实施及び調査といった新たな試 みが実施された点は評価できる。	課題・今後検討すべきところ 空間スケールなどを考慮した冬季湛水の効果の検証 を行うことが望ましい。農地としての機能や農業者の収 益性と自然環境への配慮も同時に考慮し、自然と農業 のバランスを取る必要がある。また体験学習を通じた生 物多様性の保全施策を積極的に進める必要がある。 提案として、冬季湛水の実施などでは農業者の負担 もあるため、市民からの寄付金などを市が仲介して助 成金として農業者に渡すなどの対応も考えてほしい。
		16 自然環境の保全に向けた条例の制定	D 景観みどり課	良かったこと・評価できるところ 他の自治体の情報を収集した点については評価す る。	課題・今後検討すべきところ 条例制定が遅れており、自然環境の保全に向けた包 括的な条例の制定に向けた早急な推進が必要である。
		17 保全すべき地域の指定	C 景観みどり課	良かったこと・評価できるところ 一部のコア地域で保全に向けた取り組みが進んでい る点は評価できる。	課題・今後検討すべきところ 重要な地域としての保全地区の指定は具体的な進展 がない。重要度評価のために行った自然環境評価再 調査の結果で汐見台の砂浜植生などの重要性が明ら かになったが、ホームページだけで公表しても十分な 周知とは言えず、得られた重要度情報についての普及 活動が必要である。
テーマ2 市域全 体の自然 環境の保全 ・再生の 仕組み づくり	2.1 市域全体の 自然環境保 全に向けた土 地利用の ルールづくり	18 自然環境庁内会議の設置	C 景観みどり課	良かったこと・評価できるところ 会議に参加する課が増えており、また他課の職員の 環境に対する意識が高くなってきている。	課題・今後検討すべきところ 庁内会議の内容が報告事項の情報共有に留まって いるので、課題解決に向けた議論の場にすべきであ る。「情報の共有」「各課間の調整」「上位機関等(国、 県、近隣市等)との交渉」「市民への説明・周知」までを 担う会議とすべきである。新たな事案の推進に当たっ て、担当課は常に政策共通認識「環境」を念頭に入れ て事案を検討し、環境を主管する関係課へ相談するよ うに自然環境庁内会議を運用してほしい。
		19 生物多様性の現況調査と「(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	D 景観みどり課	良かったこと・評価できるところ 前向きに評価すべき点は見られなかった。	課題・今後検討すべきところ 茅ヶ崎市独自の戦略やガイドラインを作成する必要 がある。 提案として、茅ヶ崎ではどんな自然を大切にしてい きたいのか、方向性を戦略に記載すれば良い(地域に よっては照葉樹林を重視するが、茅ヶ崎では里山と砂 浜海岸の生態系などか)。そのためには、市民活動団 体と行政との協働による「手造り版地域戦略」を作成 することが考えられる。みどりの価値の順番として、花壇や 庭木・街路樹、移植・再生された自然、人為的に操作さ れずに維持されてきた自然、などの優先順位を具体的 に示すだけでも、保全・再生のためのガイドラインとして 価値があるのではないか。また戦略やガイドラインの作 成には、これまでに蓄積された自然環境評価調査デー タが活用できるのではないか。
		20 生物多様性の保全・再生のためのガ イドラインの作成			

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価		
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・断る)	B	資源循環課	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>レジ袋削減・マイバッグ推進はエコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議との連携ができており、一定の効果が 出ている。また、環境審議会からの提案や予定していた 具体施策にきちんと取り組んでいる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>レジ袋辞退者数については、エコ・シティ茅ヶ崎マイ バッグ推進会議の調査に依拠した実態の記載のみに 留まっており、今後、市としてより適切な評価が行えるよ う目標を設定するとともに、新しい取り組みも必要では ないか。</p> <p>できなかったこと・問題点欄の「新たな事業」について は、その内容を具体的に書くべきである。また、リフュー ズが目標であれば、「すぐにごみになる物を買わな い」、「長く使える物を買う」といった消費者行動を促す ための、より有効な施策を推進する必要がある。更 に、進捗状況報告書には、施策に対する市民や行政 の努力が見えるように丁寧な記載に留意すべきであろ う。</p>
			リデュース(ごみの排出を抑制する)		C	資源循環課
		23	リユース(繰り返し使う)	C	資源循環課	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>リユース施策については、概ね、一定の成果があがっ ていると判断される。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>前年度の年次報告書で実施するとされていた施策(リ サイクル市やフリーマーケットなどの開催情報の提供) が実際にはできておらず、これは大変大きな問題であ り、分科会評価はDとした。</p> <p>今後、リユース市場の活用(関連の事業者との協力) は検討に値すると思われる。例えば、ブックオフのよう な企業との協力や、セカンドブックアーチに代表される 市内のNPO団体との連携を通じ、一層のリユースを進 めるのも一考であろう(連携か民間主導かはよく検討し ていただきたい)。さらに、フリーマーケットの積極的な 情報発信のためにフリーマーケット主催団体との情報 交換をさらに進めるべきである。その他、リターナブル びん(市内のワイン販売)の成果は、実績として記載が 必要であろう。また、不用品登録制度の品目を増やし 活用を促進することが求められる。大型家具など民間 では取り扱いが少ない品は、行政が担う役割は貴重で あり、今後拡大も予想される。こうした活動を通じて、民 間事業者との協力や役割分担を目指すことも必要であろ う(イベントの活用などもこの一環といえる)。</p>

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
(続) テーマ3 資源循環型社会の構築	(続) 3.1 4Rの推進	24	リサイクル(資源として再生利用する)	B	<b>良かったこと・評価できるところ</b> リサイクル施策は、概ね順調といえる。小型家電の回収も進捗が良好であり、回収箇所も拡大している。また、リサイクル推進のため、協力体制の確立や実施対応も進んでいる。さらに、資源化率も堅実に進展している。
			B 農業水産課、資源循環課		<b>課題・今後検討すべきところ</b> 今後は、さらなるリサイクルの推進のため、リサイクルを容易にする商品の紹介やその商品の利用実態に関する記載を増やす、雑紙のリサイクルを促進するための分かりやすい分別表示、家庭・事業所・市それぞれの食品残さを有効に堆肥化するシステムの検討など、取り組みを一層きめ細かく進めてはどうか。そして、不適正排出抑制の啓発は、継続してしっかり実施することを含め、きめ細かな対応が必要と考えられる。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	地産地消の推進	A	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 今年度の本施策の取り組みについては、担当課の工夫や努力が見られ、現行施策とその展開についても、十分に評価できる。よって、「単年度の評価」という観点では極めて良好と判断した。
		26	環境に配慮した農業の普及促進	C	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 冬期湛水の試みが進んでいるなど、環境保全型農業の活動と啓発は、各組織を通じて地道に行われている。
			C 農業水産課	<b>課題・今後検討すべきところ</b> 冬期湛水は場所と協力者を要するため、条件が整わないと実施が難しい。今後コストと労働力の観点を念頭に、実施地点を検討する必要がある。現実的には、消費者側の要請が高まらなければ、生産者が高コストの環境保全型農業に取り組む意欲を持つことは難しい。今後、一層の進展を図るのであれば、経済面も含めた具体的かつ効果的な支援が重要となるはずである。また、実際に取り組むには金銭面だけでなく労苦も多く手間もかかる。それ故、環境保全型農業の定義をしっかりと設定し、それを踏まえて農業にまつさまざまな問題の整理、検討が必要ではないか。すなわち、市として、あるべき今後の方向性を考えて、施策の推進や改善、消費者啓発、そして関係組織との協力を図って頂きたい。	

テーマ	施策の柱	重点施策	環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)	評価	コメント
テーマ4 低炭素 社会の 構築	4.1 「茅ヶ崎市地 球温暖化対 策実行計画」 の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	C	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>情報の発信媒体等を増やすなどの努力が見られる。また、継続性のある取り組みを進めていることは好ましい。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>情報発信の仕組みはさらなる検討を要する。単なる「取り組みを行っている」という情報の示し方を脱して、市民が実際の「成果」を正しく容易に確認できるようにすることが肝要である。その一環として、エコネットの立ち上げが考えられているが、まず、システムの構築・展開は、もっと迅速にできないものであろうか。また、エコネットが既存のエコシートの機能代替をベースにしては物足りない。ネットワーク上で参加者が、双方向の情報のやりとりを通じて、本来の省エネが確実に実現できるよう、より有効な機能や付加価値などにさらなる導入の余地が残っていないか検討を期待したい。</p> <p>市民モニタリングの回収量減少については、原因を把握するべきである。そして、市民の努力に対するインセンティブを設けるべきではないか。今後、可能なら緑のカーテン配布数を増やすべきと考える。また、省エネナビ、エコワットの貸出が進むようさらなる努力を求めたい。</p>
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	B	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>補助金設定や予算執行率、各補助制度の取り組みについては一定の成果を上げている。取り組みにおけるデータ回収もしっかり行われている。また、社会の動向を見ながらタイムリーな施策を展開している点は評価できる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>「地球温暖化対策実行計画」に対応した施策はより積極的に推進し、計画間の連動を図るべきである。省エネ機器導入は、付加価値の説明を丁寧に行わないと理解を得るのが難しい。したがって、今後とも新しい機器の導入支援には、多くの理解を得るためのきちんとした検討・対応を行ってゆくことが重要である。また、資料として、補助実績における個人と事業者の割合(内訳)を明示する必要がある。事業者が使える補助制度の充実も図って行くべきである。</p> <p>将来的には、補助金支給という現在の仕組みから、次へのステップへの準備が求められる。これにより、市域全体の効果が把握可能となるはずである。既に、商店会街路灯のLED化という実績がある。こうした取り組みを記載することで機器導入が進む可能性も高い。</p>
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	C	<p><b>良かったこと・評価できるところ</b></p> <p>実際には、報告書記載事項よりも取り組みが進んでおり、進捗状況も概ね順調といえる。</p> <p><b>課題・今後検討すべきところ</b></p> <p>「できたこと・成果」は、緑のカーテンに偏っており重点施策のタイトルに対して違和感を感じず。建設中の新庁舎には、省エネ・新エネの新技术や最新設備の導入が決まっており、これも施策の柱を成すはずである。進捗状況報告書にはこの記載が全くない。「推進中」という記載で積極的にアピールすべきと思われる。また、「市事業」における施策という観点から、市全体の取り組みについて取り上げるべきである。例えば、国の補助金を活用した市の公共施設への太陽光発電設備の設置などにも取り組んでいる。今後も、積極的に設置を検討すべきと考える。</p> <p>さらに、電力の完全自由化など新たな時代の動きに対する柔軟かつ適切な対応も検討されるべきであり、「環境配慮契約法」を根拠に本市でも検討している特定規模電気事業者(新電力会社PPS)の活用は、しっかりその有用性を見極め、ぜひとも実現に向けてより積極的な取り組みを望みたい。</p>

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
(続) テーマ4 低炭素 社会の 構築	4.2 交通行政に おける温室効 果ガスの排出 削減	30	乗合交通の利便性向上	B	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 乗合交通の利便性向上は、市民の移動手段の移行につながると期待される。これにより、自家用車利用者が路線バスなどの移動手段を多用するようになれば、温室効果ガスの削減につながる。この意味で、きわめて重要な施策である。本施策は、この問題意識を持って着実に推進できている。
		B	都市政策課		<b>課題・今後検討すべきところ</b> 路線バスの系統数が増えていない状況下で、何故利用者数が増加しているのか充分検証ができていない。たとえ交通事業者から得た資料であっても、市がきちんと分析をすべきではないか。 今後は、高齢者や赤ちゃん連れの方などが利用しやすい快適で便利な交通環境を整備してほしい。利便性のさらなる向上は環境へも好ましい影響を与える施策であるため、積極的に進めてほしい。
		31	徒歩・自転車利用の促進	C	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 徒歩・自転車等の交通手段への代替が低炭素社会の構築に貢献することは、理解できる。
		B	安全対策課、都市政策課、道路管理課		<b>課題・今後検討すべきところ</b> 交通代替によりどのような地域課題が発生するかについて、問題の本質を見極めようとする認識が必要ではないか。自転車の利便性を高めれば、反面異なる質の危険性も高まる。これに対し、問題解決を運転マナー向上に頼りすぎているのは問題といえよう。また、どのような事故が多く、それらにどのような対策を打っているのかも分かりにくい。 まず、徒歩・自転車利用者数の増減を、どのような指標を用いて評価すべきかの検討が必要である。そして、できなかったことや問題点への対応策を明確に示してもらいたい。また、自転車に乗るメリットが明確でなければ、自家用車からのシフトは起きない。併せて、自転車利用を促進する環境整備、駅前自転車駐輪場の整備、道路整備なども急がれる。これらとともに自転車マナーが語られれば、市民の協力も得られよう。 今後は、具体的な自転車のまちづくりプランをきちんと明らかにし、各施策の実施結果と「徒歩・自転車利用の促進」がつながるよう期待する。この観点から、温室効果ガスの排出削減に大きく関わっているレンタサイクル事業についても進捗状況報告書に記載してほしい。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32	庁内の環境意識の向上	C	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 都市部や建設部などへの異動者に対して「みどりの基本計画」についての研修を行ったことにより、関係部局の環境意識向上が図られていることや、C-EMS施策が着実に進められ、啓発やインセンティブに新たな工夫や試みが見られる点は評価される。
			C 環境政策課、景観みどり課		<b>課題・今後検討すべきところ</b> 職員間での環境意識に差があるため、市役所全体として「茅ヶ崎市総合計画」「環境基本計画」及び「みどりの基本計画」等について勉強する機会を設けるなど、環境に対する意識を共有するための施策が必要である。さらに、昇進や昇任時の試験に環境問題も加味する仕組みなど、客観的な意識評価手法を取り入れる人事施策も必要である。
	33	庁内における人材育成	C	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 予定していた研修が着実に進められている点については評価する。	
					<b>課題・今後検討すべきところ</b> 各種研修に参加した成果の評価手段が採られていないため、各種の研修が真に人材育成につながっているのか、その成果が見えない。さらに、人材育成の将来像(目標像)が明確にされておらず、それに伴う庁内の評価・処遇も明確でない。 環境分野で高いスキルと広い視野を持ったエキスパートを育成する必要があることから、職務遂行に必要な人材の「専門性」の向上や、従来の職員像の基礎となっていた「ジェネラルな能力」では評価が難しいスペシャリストの育成方法などともに、処遇の仕組みも明確にすべきである。 研究内容としては、①茅ヶ崎市総合計画にある5つの基本理念に通底する「環境」が「まちづくり」に果たす役割の再認識のために、職務レベルでの職員研修を徹底、②生物多様性等も内容にした研修、③近隣市だけでなく国内の先進革新都市との交流も実施、などにより広い視野でマネジメントができるような人材の育成を図ることを提案する。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34	意識啓発・人材育成	C	<b>良かったこと・評価できるところ</b> 市民全体への意識啓発は、利用可能な手段はほぼ行なわれており、イベントや講座により、一般市民の意識が高くなっている点は評価できる。今後は、イベントや各種の事業活動への参加者数を増やすための施策が重要である。
	B 環境政策課、社会教育課		<b>課題・今後検討すべきところ</b> 市民の人材育成の観点からみて、自然環境調査員育成講座の成果が十分に活用されておらず、環境活動への参加につなげられていない。既存の調査員の高齢化が進むなか、自然環境調査員養成講座を受講した市民には、地域の自然環境保全管理活動に積極的に参加してもらい働きかけを行い、次世代の活動家として養成することが必要である。 また、施策どおりに人材育成ができたか質的な側面を検証する仕組みとして、公共施設やイベントでの来場者アンケートを行うなどの方策も必要である。 進捗状況報告書には、公民館活動などにおける環境に関する講座の予算を記載して欲しい。意識啓発や人材育成のための取組みの資金は予算であるが、社会教育課に環境意識啓発・人材育成、活動の予算を計上すべきである。		

テーマ	施策の柱	重点施策 (担当課による評価、担当課)		環境審議会による評価	
				評価	コメント
(続) テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	(続) 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	C 環境政策課	C	良かったこと・評価できるところ 環境フェアは参加者も多く、市民活動団体や事業者の活動発表、さらに中学生の発表など良い取り組みが展開されていることは評価できる。
					課題・今後検討すべきところ 今後は、地域の協力も得られるように、①コア地域の保全活動団体の保全活動を地域市民へ周知(地域と市民団体)、②市民活動団体同士の意見交換の場を提供して良好な連携関係に導く(市民団体と市民団体)、③市の担当部局と市民活動団体とのコミュニケーションを図る機会の設定(市と市民団体)、などに取り組む必要がある。また、新しい有志による保全活動に対して積極的に支援することも望まれる。 進捗状況報告書では、各種支援の仕組み、その実情についてもコメントを記載し、予算の執行内容を明確にすべきである。
5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	B 農業水産課、環境政策課、景観みどり課	B	良かったこと・評価できるところ 環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の取り組みや、市職員などによる出前講座により、地域と連携した環境教育ができていた点は評価できる。	
				課題・今後検討すべきところ これまで以上に出前講座の利用を促進することや、市職員だけではなく市民活動団体が講師となる出前講座を活発化させることが、地域の人々の教育への関与につながるため、その仕組みの構築が望まれる。そのためには、学校が出前講座を容易に依頼できるような仕組みを作る必要がある。 さらに、多忙な現場の教員に向けた環境教育の連携のためのサポート体制を充実させる必要がある。	
	37 学校における取り組みの支援	A 環境政策課、学校教育指導課	B	良かったこと・評価できるところ スクールエコアクションが着実に推進され、市内の小中学校のそれぞれが独自の取り組みをしていることは評価したい。	
				課題・今後検討すべきところ 今後の課題としては、学校教員を対象とした研修や教育に積極的に取り組む必要があり、そこでは地域環境資源を教材として活用する研修や教育を行う必要がある。そのためには、教師向けの茅ヶ崎の環境に関するテキストが必要である。 小学生のスクールエコアクションの発表については、絵画やポスター作成など普段の授業の延長で気軽に発表できる方法などの検討も必要である。 予算的には、スクールアクション褒賞費しか計上されず、担当2課には予算計上がない。しかし、学校における取組みの支援としては予算を計上し、しっかりした経済支援のもとで取り組みを進めてほしい。	

添付資料2: 重点施策の進捗状況に対する評価の推移

自然環境分野 (No. 1~No. 20)、生活環境分野 (No. 21~31) の分科会評価総括表

重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上
B	概ね順調に進んでいる	75~89%
C	ある程度進んでいる	60~74%
D	あまり進んでいない	40~59%
E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
-	取り組みなし	0%

項目		自然環境分野	生活環境分野
評価結果 総括	A: 極めて順調に進んでいる	-	1/11 (9%)
	B: 概ね順調に進んでいる	1/18 (5%)	4/11 (36%)
	C: ある程度進んでいる	7/18 (39%)	5/11 (46%)
	D: あまり進んでいない	7/18 (39%)	1/11 (9%)
	E: 今後積極的な取り組みが必要	3/18 (17%)	-
前年度評価 との比較	↑: 前年度より高評価	2/18 (11%)	1/11 (9%)
	→: 前年度と同等評価	12/18 (67%)	8/11 (73%)
	↓: 前年度より低評価	4/18 (22%)	2/11 (18%)
担当課評価 との比較	↑: 担当課より高評価	0/18 (0%)	0/11 (0%)
	→: 担当課と同等評価	15/18 (83%)	9/11 (82%)
	↓: 担当課より低評価	3/18 (17%)	2/11 (18%)

テーマ	施策の柱	重点施策	担当課による評価		環境審議会による評価 (H26は分科会による評価)		
			H25 評価	H26 評価	H25 評価	H26 評価	前年度と の比較
テーマ1 特に重要な 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保全 管理体制、財政 担保システムの 確立	1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成、実施	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	C D D	D D D	D D D	⇒
		2 財政担保システムの確立	環境政策課 景観みどり課	C D	C E	C E	⇩
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課	C C	C C	C C	⇒
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	企画経営課 景観みどり課 教育政策課 青少年課	B C C C	C C C C	C C C C	⇒
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保管理体制のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課 景観みどり課	D E	D E	D E	⇩
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】	環境政策課 景観みどり課	C E	D E	D E	⇩
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課	C C C	D C C	D C C	⇩
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保管理等)を要望していきます。【長谷】	環境政策課 景観みどり課	D D	D D	D D	⇒
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	C E C	D E D	D E D	⇩
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 景観みどり課	B C	C C	C C	⇒
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】	景観みどり課	C D	D D	D D	⇒
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課	C C	C C	C C	⇒

テーマ	施策の柱	重点施策	担当課による評価		環境審議会による評価 (H26は分科会による評価)			
			H25 評価	H26 評価	H25 評価	H26 評価	前年度との比較	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 下水道河川建設課 社会教育課	B	B	C	D	↓
		14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課 景観みどり課	B	B	C	B	↑
		15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	農業水産課 景観みどり課	C	C	C	C	⇒
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	景観みどり課	D	D	D	D	⇒
		17 保全すべき地域の指定	景観みどり課	D	C	D	D	⇒
		18 (仮称)自然環境庁内会議の設置	景観みどり課	C	C	C	C	⇒
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	C	D	D	D	⇒
20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		景観みどり課						
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	B	B	⇒
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課	B	C	C	C	⇒
		23 リユース(繰り返し使う)	資源循環課	C	C	C	D	↓
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課	C	B	B	B	⇒
	資源循環課							
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	農業水産課 学務課	B	A	B	A	↑
26 環境に配慮した農業の普及促進		農業水産課	C	C	C	C	⇒	
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	C	C	C	C	⇒
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課	B	B	B	B	⇒
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	環境政策課	C	C	C	C	⇒
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	B	B	⇒
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課	B	B	B	C	↓
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	環境政策課 景観みどり課	C	C	C	C	⇒
		33 庁内における人材育成	職員課					
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 社会教育課	B	B	B	C	↓
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課					
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	B	B	B	B	⇒
37 学校における取り組みの支援	環境政策課 学校教育指導課	B	A	B	B	⇒		